

タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成 1 5 年 4 月 2 5 日付け 1 4 生産第 1 0 7 7 5 号生産局長通達）
一部改正新旧対照表 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
タイ王国産マンゴスチン生果実に関する植物検疫実施細則 1 ・ 2 [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、 <u>スワンナプーム空港</u> 内の施設であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア ・ イ [略] (2) ・ (3) [略] 4 ～ 8 [略]	タイ王国産マンゴスチン生果実に関する植物検疫実施細則 1 ・ 2 [略] 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示 7 の保管場所は、 <u>バンコク国際空港</u> 内の施設であって、 タイ王国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア ・ イ [略] (2) ・ (3) [略] 4 ～ 8 [略]